

第 4 章

竣^{しゅん}工 検 査

第 4 章 竣 工 検 査^{しゅん}

工事が完了すれば、当該工事に係る設計図書及び施工内容等を比較照合のうえ、次の各号に掲げる事項について、竣 工 検 査(工事完了検査)を行うものとする。

ア 排水設備の構造

汚水と雨水が完全に分離した構造になっていること。

イ 全ての汚水が公共下水道に流入していること。

ウ 排水管渠^{きょ}の種類、管(内)径、延長及びます^{ます}の設置位置

エ 排水管渠^{きょ}の埋設深さ

オ 排水管渠^{きょ}の布設及び接合技術

カ 各種ます^{ます}のインバート、防臭弁及び泥だめ^{どろだめ}が基準どおり設けられていること。

キ 衛生陶器及びその附属金具の品質種類、設置位置及び取付け技術

ク 排水管渠^{きょ}、ます^{ます}及び衛生陶器、附属金具等の機能

ケ 前各号に掲げるものの他必要と認める事項

【参考】

宇治市公共下水道条例（昭和 59 年 10 月 15 日条例第 44 号）

（排水設備の工事の検査）

第 8 条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事業者は、その工事が完了した日から 5 日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その排水設備が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、排水設備設置義務者に検査済証を交付するものとする。